

2.2 各府省の評価結果

本項では、2002年度に外務省以外の各府省が行ったODAに関する主な評価結果の概要を説明します。各府省が行っているODA事業は、研修員等受入、専門家派遣、調査研究、国際機関等への拠出に大別され、評価対象のレベルとしては事業（プロジェクト）、施策（プログラム）、政策、また、評価時期としては事前、事後に分類されます¹⁶⁾。

ここでは、原則として政策評価法に基づき2002年度に各府省が実施した政策評価（ODA事業を含む政策／施策の評価）を取り上げていますが、その具体的な選定は各府省の判断に委ねました。政策評価法にもとづく評価以外の評価についても、各府省の判断に基づき参考として掲載しています。

2.2.1 警察庁

組織犯罪対策を目的とするセミナーの実施（事後評価）

評価者：警察庁

事業の概要／目的

警察庁では、1988年度以降、アジア諸国の法執行機関実務担当者をわが国に招致し、わが国の組織犯罪対策に関する取締法令、捜査手法、行政的な組織犯罪排除活動の手法、これらの変遷等を紹介することによって、組織犯罪の取締りに関する技術等の移転を促進するとともに、各国の組織犯罪の実態に関する情報交換を行うことによって、国際的な組織犯罪対策の推進に向けた協力関係の強化を図るため、「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施している。

評価概要

2002年度、同セミナー参加国であるタイ及びマレーシア両国において、同セミナーによる技術移転の有効性を実地検査するとともに、同セミナーの一層の向上を図るために、過去のセミナー参加者を含む法執行機関の実務担当者から意見聴取を行った。その結果、同セミナーを通じて各国の組織犯罪の実態に関する情報を交換できる点や、関係当局間の相互理解が促進され、新たな協力関係を構築できる点が高く評価されていることが確認された。また、警察庁においては、関係者から聴取された要望に基づいて、同セミナーの改善を図った。

備考

本件は、政策評価法にもとづく政策評価ではないが、参考として掲載したものの。

2.2.2 総務省

二国間・多国間等の枠組みによる情報通信分野の国際的な課題を解決するための協調及び貢献（事後評価）

評価者：総務省

政策・施策・事業の概要／目的

情報通信に関する各国間や国際機関等での政策協調を推進することにより、わが国の情報通信行政の国際理解を図るとともに、国際的デジタル・ディバイドを解消し、グローバルな情報通信ネットワーク社会を実現するため、以下のような施策を実施した。

- ① 二国間の継続的な政策対話、国際機関等の枠組みにおける国際調整
- ② IT政策・制度支援ネットワークの構築
- ③ アジア・ブロードバンド計画の推進に係る研究会等の開催

16) ODA評価において、事前評価とはODAの政策策定段階で行われる評価、中間評価とはODAの実施中に行われる評価、事後評価とはODAが終了してから一定期間後に行われる評価である。ただし、本項では政策評価を主に取り上げていることから、政策評価法上の定義に従い、政策決定時点を基準として事前・事後に分類することとする。

④国際的デジタル・ディバイド解消のための国際共同実験の実施

⑤ITU（国際電気通信連合）活動への支援のための国際調整

評価概要

わが国が、情報通信分野における国際的な課題の解決に貢献し、グローバルな情報通信ネットワーク社会の実現に貢献するために実施してきたものであり、一定の成果があったと認められる。

課題の一つである国際的デジタル・ディバイドの解消については、開発途上国、特にアジア諸国の情報通信の発展について十分な進展が見られない国もあり、わが国の積極的な貢献が必要であることから、二国間あるいは国際機関等多国間の枠組み等において継続的な対話を実施するとともに、引き続き政策・制度の策定支援、技術協力、人材育成、共同実験などの効果的な施策を実施できるよう検討が必要である。

また、その他二国間あるいは国際機関等の多国間で課題となっている事項についても、継続的に対話を行い、諸外国の政策・制度・技術動向等の調査・分析を踏まえて調整を図っていくとともに、国際理解・国際協定の観点から、わが国の情報通信政策・制度、研究開発等に関する施策等を積極的にアピールしていくなど、わが国の政策に活かしていくことが必要である。

2.2.3 法務省

国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進（事後評価）

評価者：法務総合研究所

事業の概要／目的

7回の国際研修等（延べ日数230日、延べ研修員118人）及び第三国研修・短期専門家派遣・ジョイントセミナーを実施し、研究・調査成果を情報・資料等として提供し、国際協力に貢献するとともに、研修等対象国の刑事司法制度の確立に資する。

評価概要

国際研修・セミナー等については、2002年度に実施した研修等に際して行った評価アンケートに対し、大部分の研修生が「たいへんよい」「よい」と回答しているほか、参加各国からも同様の評価及び新たな研修実施・研修生参加等に関する要望が多数寄せられていることから、適切な研修等であったと評価できる。また、年度当初計画に沿って研修・研究及び調査の成果をとりまとめて発刊などしており、適切な研究及び調査成果を上げられたと評価できる。

備考

より詳細な情報は、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を参照。

2.2.4 財務省

（1）開発途上国等における安定的な経済社会の発展に資するための多国間・二国間の協力（事後評価）

評価者：財務省

政策・施策の概要／目的

開発途上国等の安定的な経済社会の発展に向けて主に以下の取組を実施する。

効果的な援助への取組、貧困削減、債務問題、ガバナンス支援、環境問題、開発への市民参加促進、開発における女性支援、アフガニスタンの復興及び周辺国支援、開発援助に関する広報、国際協力銀行の業務の見直し、国際開発金融機関の業務の改善、国際開発金融機関の増資交渉

評価概要

（イ）効果的な援助への取組

「資金協力連絡会議」の創設等を通じた政策立案の組織・プロセスの強化や、ODA大綱の見直し作業や国際援助計画の充実等に向けた取組について、外務省をはじめとするODA関係府省と連携し積極的に参画した。

(ロ) 貧困削減への取組

国際協力銀行を通じた支援について、貧困削減に重点を置くとともに、国際開発金融機関を通じた支援については、わが国の出資金・拠出金を活用し、貧困削減に向け多面的な支援を行った。また、このような支援をより効果的なものとするため、途上国に対する政策アドバイスや能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を行った。

(ハ) 債務問題への取組

途上国に対し一時的な流動性支援を行うためにパリクラブ・リスケ（債務繰延べ）を行った。また、重債務貧困国（HIPC）に対しては、拡充HIPCイニシアティブにもとづく債務救済を通じて、貧困削減への取組を支援した。

(ニ) 良い統治への取組（ガバナンス支援）

立法の整備や、健全な司法制度・有能な行政機構等の確立といった、良い統治（グッド・ガバナンス）や法の支配の実現に向けた途上国の取組に対し、能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を行った。

(ホ) 環境問題への取組

環境問題に十分配慮した開発支援が国際的な課題となる中、2002年4月に制定された国際協力銀行の新環境ガイドラインに盛り込まれた「異議申立の受付」に関し、その手続きを定めた要綱の策定に積極的に参画した。また、地球環境ファシリティーやクリティカル・エコシステム・パートナー基金を通じて途上国における地球環境保全・改善を支援した。

(ヘ) 市民参加促進への取組

開発における市民社会やNGOの役割が重要性を増す中、財務省・NGO定期協議会の開催、国際開発金融機関に対する出資金・拠出金の活用によるNGOの能力構築支援、国際協力銀行の環境ガイドラインにもとづく異議申立手続きの整備に際しての公開討議の開催、パブリックコメントの積極的な募集などを行った。

(ト) 開発における女性支援

国際協力銀行を通じた支援において、女性への配慮を重視した。また、国際開発金融機関の出資金・拠出金を活用し女性の地位向上に焦点を当てた支援を行うとともに、国際開発金融機関の男女の均等な開発への参加及び開発からの受益の確保に向けた取組を積極的に支持した。

(チ) アフガニスタン復興支援及びアフガニスタン周辺国支援

アフガニスタンに対しては、国際開発金融機関におけるわが国の信託基金の活用等を通じた支援を行ったほか、周辺国に対しても、その債務償還能力にも配慮しつつ支援を行った。

(リ) 開発援助に係る広報

わが国による途上国支援に対する内外の理解を深めるため、国際協力銀行の業務内容の紹介、国際開発金融機関を通じた支援の紹介、わが国支援の被援助国における紹介などを行った。

(ヌ) 国際協力銀行の業務の見直し

厳しい経済・財政状況の下、ODAでも財政構造改革の対象となり、また、「特殊法人等整理合理化計画」（2001年12月19日閣議決定）で事業規模の縮減を求められるといった環境を受け、2003年度予算編成プロセスを通じて、徹底的な事業見直しを行った。また、外務省をはじめとする関係省庁とも連携しつつ、各種の抜本的な制度の改善を図った。

(ル) 国際開発金融機関の業務の改善

2001年7月に開催されたジェノヴァ・サミットにおいて、「国際金融システムの強化と国際開発金融機関」

17) 生物の多様性が脅かされている開発途上国の「ホットスポット」を効果的に保護するために世界銀行、地球環境ファシリティー、NGOが共同で設立した基金。

と題する報告書がG7財務大臣から首脳に提出されたが、その中で国際開発金融機関の業務運営改善に向けた様々な提言がなされている。これら提言に基づき、機関相互の協調やガバナンスの強化などに取り組んだ。

(フ) 国際開発金融機関の増資交渉

2002年度中に国際開発協会(IDA)の第13次増資及びアフリカ開発基金(AfDF)の第9次増資が合意に至った。また、増資を議論する中で、各機関の業務のあり方や各機関の業務の有効性向上などの課題にも取り組んだ。

以上から、評価結果は次のとおり。

政策目標はほぼ達成した。国際開発金融機関に対する出資金等や国際協力銀行を通じた円借款により、途上国の貧困削減への取組を支援するとともに、米国のテロ事件にあたりアフガニスタン及びその周辺国に対して支援を行うなど、多国間・二国間の協力を積極的に取り組んでいる点は評価できる。

(2) 国際協力・交流の推進 (事後評価)

評価者：財務省

政策・施策の概要 / 目的

わが国援助の基本理念である開発途上国自身の自助努力を促す観点から、経済・社会開発や「良い統治」(グッド・ガバナンス)の担い手となる人材育成を支援する。

評価概要

国際局及び財務総合政策研究所は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的とする開発途上国の政策担当者を対象とした研修・セミナー等や政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施した。また、関税局・税関・税関研修所及び関税中央分析所は、関税制度の調和・統一並びに関税行政の国際協力・交流の推進を目的とする開発途上国の税関職員を対象とした受入研修・専門家派遣等を実施し、税関実務についての知識・経験・ノウハウの提供を行った。

研修・セミナー、専門家派遣の実施にあたっては、要望調査のためのアンケート、調査団の派遣及び現地担当者を通じて、事前に被援助国の要望及び現状の把握を行った。また、研修・セミナー等の終了時においてもこれらの参加者等に対しアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見を聴取した。そのほか、過去に受講した研修参加者の活用状況や、今後の研修に関する要望等を把握することを目的として、必要に応じ評価調査団を派遣した。これらの結果、様々な多くの参加者からカリキュラム、講義内容等について高い評価が得られた。

以上から、評価結果は次のとおりであった。

政策目標はほぼ達成した。開発途上国の発展段階・経済構造に応じた適切な経済・社会の枠組みの制度設計に向けた知的支援(研修、セミナー、専門家派遣等)を積極的に行った点は評価できる。また、研修・セミナーの開催後の受講生に対する意見聴取の実施や評価調査団派遣等により、被援助国のニーズを踏まえた国際協力・交流を推進しようとしている点は評価できる。

備考

より詳細な情報は財務省のホームページ (<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.html>) を参照。

2.2.5 文部科学省

(1) 日本人の心に見える国際教育協力の推進 (中間評価)

評価者：文部科学省

政策・施策・事業の概要 / 目的

開発途上国の貧困削減を進めるための最重要分野の一つである教育分野に対して、国際教育協力懇談会(文

部科学大臣の私的懇談会)における議論を踏まえつつ、わが国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を実現させる。また、協りに携わった現職教員がコミュニケーション、異文化理解能力を身につけ、国際化のための素養を児童・生徒に波及的に広めることによって、わが国の「内なる国際化」を推進する。

評価概要

国際教育協力懇談会最終報告及びカナナスキスサミットで小泉総理が発表した BEGIN にも示された、わが国の教育経験の活用と現職教員の派遣を促進していくための国内実施体制として、拠点システムを整備した。具体的には、まず協力経験が豊富でわが国の主力となる教育分野（理数科教育・教員研修制度・教育行政・学校運営）におけるこれまでの協力経験を蓄積・分析し、協りに共通して活用できる協力モデル（活動内容や教材等）の整備を図り、次に、わが国としての協力経験の浅い分野（学校保健、環境教育等）に関して、分野別のグループ形成を促進し、わが国の教育経験の整理を行うとともに、開発途上国との対話のプロセスを通して情報提供の拡大を図るためのものである。2002 年度は、拠点システムの機能ごとの具体的な事業の計画案を策定し、次年度以降の事業実施のための準備を整えた。（経験の豊富な分野 30 団体・経験の浅い分野 15 団体）。

国際協力事業への現職教員の参加体制の整備・強化に関しては、国際教育協力懇談会シンポジウムの開催や都道府県教育委員会との定期的な意見交換を通して、協力参加人数の底上げを着実に進めている（2002 年度参加人数 74 名）。

都道府県教育委員会との意見交換、校長会への参加、拠点システム運営委員会等による NGO、コンサルタント企業との意見交換を行っている（2002 年度公式会合開催数 13 回）。

国際教育協力の推進については、2002 年 7 月に出席された国際教育協力懇談会（文部科学大臣の私的懇談会）の最終報告を受け、2002 年度に全国各地で計 6 回にわたる国際教育協力懇談会シンポジウムを開催し、上記最終報告の国民各層における共有化を図った（延 2090 人参加）。

ユネスコへの協力に関しては、これまで、アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託基金の拠出、専門家の派遣を通じた協力を行っている。1990 年から 2000 年までに、アジア地域の非識字率は、約 6.0%（15 百万人）の改善が見られた（全世界では、約 4.4%の改善）。これは文部科学省による協力の成果の一環としての現れであると言える。

備考

非 O D A を含む

(2) 国費外国人留学生制度（中間評価）

評価者：文部科学省

事業の概要 / 目的

わが国と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的とする。

評価概要

留学生の受入れは、世界の安定と発展のための「知的国際貢献」であると同時に、わが国と諸外国の相互理解の増進や友好関係の深化、国際社会に対する知的影響力の強化等に資するとともに、安全保障にもつながるものであり、わが国にとって広く国益をもたらすものである。特に国費外国人留学生制度は、その中心的な役割を有している。

備考

非 O D A を含む

(3) 私費外国人留学生学習奨励費給付制度 (中間評価)

評価者：文部科学省

事業の概要 / 目的

わが国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対する育英奨学として学習奨励費を給付することにより、その学習効果を一層高めることを目的とする。

評価概要

私費外国人留学生は、わが国の高等教育機関等に在籍する留学生総数の約90%を占め、その多くはアジア諸国等発展途上国出身であることから、母国と比べ物価水準の高いわが国で留学生活を送るためには奨学金の給付は極めて重要な経済支援策であり、留学生受入れ施策を推進していく上で不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

(4) 大学等による国際協力活動及び国際協力に携わる人材の育成・確保 (中間評価)

評価者：文部科学省

政策・施策・事業の概要 / 目的

大学が有する「知」を活用した国際開発協力を効果的・効率的に進めるために、国際教育協力懇談会(文部科学大臣の私的懇談会)における議論を踏まえつつ、大学が組織として国際開発協力活動を行うための基盤を整備する。また、国際開発協力に携わる人材の育成・確保を図る。

評価概要

2001年度～2002年度にかけ、国際開発協力のための大学データベースを整備し、国立・公立大学について登録作業を行ったところ、登録大学は112大学、登録教員は1673人、当初目標の1/3程度であるが、今後、私立大学についても登録を進め、登録数の拡大を目指すこととしており、概ね当初の予定通り登録は進んでいる。

2002年7月に提出された国際教育協力懇談会・最終報告を受け、2002年度後半からサポートセンターの立ち上げに係る準備を概ね当初の予定通り行い、2003年7月に正式に立ち上がる予定である。現在ネットワークを構築していくべき主要な機関の把握がなされたところで、今後サポートセンターの活動を通じ、関連機関との関係の構築及び連携の強化を図る。

開発援助人材養成研究科等(開発途上国の自立的、内発的発展を助け、これらの国々の発展に資するため、国立大学及び大学院に設置されているが学部、研究科)からの国際機関等へのインターン数は、2002年度は順調に増加している。(なお、開発援助人材養成研究科等の援助関係機関への就職者数等は集計中)

備考

非ODAを含む

2.2.6 厚生労働省

(1) 国際労働機関が行う技術協力に対する積極的な協力 (事後評価)

評価者：厚生労働省

施策の概要 / 目的

(イ) 施策1. 国際労働機関 (ILO) への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

(a) 中国における創業訓練、マイクロファイナンス (貧困者に対する小口金融) 等による雇用開発を通じた

小規模の創業希望者を支援するプロジェクト

(b) カンボジア・ベトナムにおける女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等を通じた女性の雇用・就業拡充を支援するプロジェクト

(ロ) 施策2. ILOへの任意拠出を通じて、アジア・太平洋地域を対象として、以下のセミナー及び研修事業を行う。

(a) 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（中核的労働基準：i.結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、ii.あらゆる形態の強制労働の禁止、iii.児童労働の実効的な廃止、iv.雇用及び職業における差別の排除）」の普及啓発を目的とした政労使三者構成地域セミナー（サブテーマ：結社の自由と団体交渉権）

(b) 児童家内労働撲滅のための行動に関する政労使三者構成地域セミナー

(c) 障害者の職業訓練及び雇用に関する技術協議を目的とした政労使三者構成地域セミナー

(d) アジア危機からの回復における労働市場政策と貧困撲滅を目的とした政労使三者構成地域セミナー

(e) 途上国の労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア2～3か国の労働・雇用政策の制度に関する研修を行うことを目的とした労働政策フェロシップ・プロジェクト

(ハ) 施策3. 任意拠出金（2002年度18万ドル）を拠出し、アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）の事業活動等を支援するとともに、わが国において、わが国の有する経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

評価概要

ILOやAPSDEPを通じた本事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウに加え、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に関して、幅広くかつ効率的に貢献している。

わが国の協力についても、セミナー等開催に際する事前の情報提供や開催日数の増を求める声も見られる。個々の活動の進め方については、改善の余地があるものの、ILOとしても改善には積極的であり、全体として、各国政府及び労使団体より高い評価を得ており、国際機関の活動に協力し、国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進する目標の達成に貢献している。

(2) APEC人材養成分野の活動に対する協力（モニタリング）

評価者：厚生労働省

施策の概要／目的

APECの人材養成分野での協力を通じて、アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること

(イ) 対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して基礎的な技能を習得させるための長期の研修事業（APEC人材養成技能研修事業）

(ロ) APEC域内の人材養成担当者等を対象として、域内の人材養成のあり方について論議する官・民代表者等による国際会議（APEC人材養成国際フォーラム）

(ハ) 開発途上国における物流管理、生産管理に携わる指導的立場のホワイトカラー労働者に対し、民間企業を活用して必要とされる知識・技能を習得させる研修事業（APECホワイトカラー能力開発研修）

(ニ) 現地企業の訓練担当者を対象とし、業務のIT化に伴う労働者への職業訓練方法等を内容とする短期研修（IT研修）

(3) 福祉医療、労働分野における人材育成のための技術協力を推進（事前評価）

評価者：厚生労働省

施策の概要 / 目的

- (イ) 施策1. (社)国際厚生事業団を実施主体とし、発展途上国が問題として抱える福祉・医療分野の専門家及び政策立案者等の不足による社会福祉や保健医療などの制度の立ち後れ等を踏まえ、日本の過去の経験やノウハウを伝え、人づくりによる開発途上国の自立を目的として、東南アジア諸国等開発途上国の行政官等を招聘し、社会保障、保健医療等に関する研修を行う。
- (ロ) 施策2. (社)国際厚生事業団を実施主体とし、発展途上国が問題として抱える福祉・医療分野の専門家及び政策立案者等の不足による社会福祉や保健医療などの制度の立ち後れ等を踏まえ、開発途上国の社会保障、保健医療分野における制度づくりや人づくり支援を行うことができる日本人専門家を養成するための研修事業を海外で行う。
- (ハ) 施策3. 開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を確保する。
- (a) 開発途上国労働問題労使協力事業
- (財)日本ILO協会を実施主体として、日本国内の労使団体がアジア・太平洋地域開発途上国の労使団体を対象に労働問題に関する過去の経験やノウハウを伝え、当該開発途上国の労働問題解決に役立ててもらうことを目的として、日本国内及び海外においてセミナーを実施する事業に対し、国庫補助を行う。
- (b) 開発途上国人事・労務管理者育成事業
- アジア地域の開発途上国を対象に人事・労務管理能力の向上を図り、各国の経済発展を推進することを目的として、(財)日経連国際協力センターが、当該諸国の人事・労務管理を担当し、企業等の組織においてリーダーシップを有する中堅幹部をわが国の企業に受入れ、研修を行う事業に対し、国庫補助を行う。
- (c) ASEAN労使関係プロジェクト支援事業
- ASEAN域内の安定的な労使関係を構築し、経済の安定成長を促進することを目的として、ASEAN地域に対するわが国の経験の提供及び開発途上国の国々(カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)に対する労使関係の制度整備を支援する。2002年度から3か年計画で、ASEAN事務局を通じ、日・ASEAN協力委員会の開催、実地調査の実施、国別及び地域セミナーの開催等の支援事業を行う。
- なお、セミナー開催については、(財)日本ILO協会に委託を行う。
- (ニ) 施策4. 開発途上国における工業化の進展等に伴う技能者不足に対処するため、開発途上国における職業訓練体制の整備充実を目的として、わが国で職業訓練指導員を養成する唯一の専門的施設として設置運営されている職業能力開発総合大学校長期課程(4年間)及び研究課程(2年間)において留学生を受入れ、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法、訓練開発施設の運営管理ノウハウに至るまで幅広い分野にわたる技術、知識を付与する「外国人留学生受入事業」を実施する。
- (ホ) 施策5. 開発途上国の労働者等の受入を通して、開発途上国への技能移転を推進する。
- (a) 開発途上国から民間企業の在職労働者を研修生として受入れ、将来これら諸国の民間企業において指導的立場に立つ者を養成する「国際技能開発計画」、(b) 開発途上国で将来熟練労働者となる青年をわが国へ受入れ、高度な産業技術に係る職種を中心として技能を修得する「外国人基礎技能研修生受入事業」、(c) 外国人研修生受入れ企業等に対する各種の指導、援助を行う「外国人研修指導、援助事業」、(d) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るための「技能実習制度推進事業」を実施する。

評価概要

過去、厚生分野での研修卒業生は全開発途上国で2,700名を超え、東南アジア諸国のみで2,200名を超えている。各国平均で約200名の中央政府職員を育成しており、対象機関がほぼ保健省と社会福祉省に限られていることを考慮すると、各省幹部の相当数が研修を卒業していることとなり、その影響力及び貢献は図りしれず、

各国政府から多大な感謝と高い評価を得ている。また、日本人専門家養成事業についても、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献している。

労働分野においては、アジア・太平洋地域開発途上国における労使関係安定に資するための人材開発・育成に対し、我が国の労使団体及び各国労使団体の自主的な協力を得て支援を行うことは、各対象国に対し、より実践的で細かいニーズに沿った事業が行えるものであり、各国からの高い評価を得ているところである。また、継続的な支援により、日本企業の海外進出等に不可欠な人的ネットワークの構築及び最新情報の取得等のメリットもある。

備考

より詳細な情報は、厚生労働省のホームページを参照。

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/03jisseki/index.html>)

2.2.7 農林水産省

(1) 食糧・農業・農村に関する国際協力(事後評価)

評価者：農林水産省

政策の概要/目的

世界の栄養不足人口は約8億4千万人(1999-2001)と言われ、その95%が開発途上国に集中している中、1996年の世界食糧サミットにおいて世界の食糧安全保障の達成と2015年までの栄養不足人口の半減等を目指した宣言が採択された。その5年後の会合においても、この目標が再確認され、各国の取組強化が求められている。

わが国としては、飢餓・栄養不足の解決や世界の食糧安全保障の達成、地球環境問題の解決に資するため、開発途上地域のニーズに則し、これらの地域における食糧・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進する。

評価概要

食糧・農業・農村に関する国際協力は、飢餓撲滅や環境保全など途上国のニーズに則した内容であり、同時にわが国の国内政策との整合性が取れたものであるとの観点から、相手国政府関係者等に対し、相手国ニーズへの適応度及びわが国の農業政策等への理解度について、目標値を100%としてアンケート調査を行った。その結果、相手国ニーズへの適応度については、97.7%の割合で適応しているとの回答を得、相手国の協力ニーズを的確に捉えて事業が実施されたとの結果となった。一方、わが国の農業政策等への理解度については、73.6%の理解度となり、わが国の農業の実情や政策等への理解は十分に進んでいるとは言えない状況であった。

国際協力については、わが国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要であり、わが国農業の実情や政策等に関する理解の促進に資するとの観点を踏まえつつ、効果的・効率的な活用に努めることが必要である。

- ・相手国ニーズへの適応度：97.7% (達成ランクA)
- ・わが国の農業政策等への理解度：73.6% (達成ランクB)

(*) 達成ランクについては、達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとする。本政策については、達成目標を100%としているため、上記適応度及び理解度の割合がそのまま達成度合となる。

備考

非ODAを含む

(2) 森林の整備（事後評価）

評価者：農林水産省

政策の概要 / 目的

適切な森林整備を通じて、木材の生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止、自然環境の保全等の森林の多面的機能の持続的発揮を図る。

評価概要

開発途上国を中心に、依然として森林の減少・劣化が進んでいる中で、持続可能な森林経営の実施が課題となっている。そこで、わが国が行っている途上国における森林の保全・造成等に関する調査及び支援事業が相手国の持続可能な森林経営にどの程度寄与したかを把握するため、事業の中間年度及び最終年度において、その対象となる相手国政府関係者等にアンケートを実施し、目標値を100%として、本事業が相手国の持続可能な森林経営に対して寄与したか否か5段階で評価した。その結果、モデル・フォレスト活動促進支援事業等を実施した相手国（11カ国）を対象としたアンケート調査によれば、89%となった。今後も、途上国における持続可能な森林経営に寄与することにより、地球温暖化の防止や自然環境の保全を図る必要がある。

- ・（国際協力関連）海外における持続可能な森林経営への寄与度：89%（達成ランクB）

備考

非ODAを含む

(3) 国際的な水産資源の管理と利用（事後評価）

評価者：農林水産省

政策の概要 / 目的

国民に水産物を安定的に供給するため、わが国の排他的経済水域等の水産資源のみならず、排他的経済水域等以外の水域の水産資源を持続的に管理・利用する政策を推進する。

評価概要

水産資源の持続的な利用のためには、科学的根拠に基づき資源を適切に管理しながら漁獲を行うことが重要である。このような観点から、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理を図るための国際機関による資源管理対象魚種数の維持・増大及びわが国漁業の漁場の維持・開発を図るための漁業協定数の維持・増大のため、排他的経済水域の漁業に関する2国間・多国間協定にもとづく協議等、国際的な枠組みへの協力、操業に関する外国との協議等を推進することにより、公海及び外国水域における水産資源の適切な保存及び管理を図りつつ、わが国への漁獲割り当て等の確保に努めた結果は次の通りであった。

(イ) 資源管理対象魚種については、大西洋まぐろ類保存国際委員会等各国際漁業機関における科学委員会等での評価を踏まえ、前年と同一魚種について資源管理を行うこととなり、前年と同数の69魚種となった。

(ロ) 漁業協定数については、各種入漁交渉の推進等により、新たにコートジボアールと民間協定を締結するに至った結果、前年の48協定より1増の49協定となった。

(ハ) 条約におけるわが国の漁獲枠も確保できた。

今後も公海及び外国水域における水産資源の適切な保存及び管理を図りつつ、わが国漁業の漁場の確保を図るため、国際的な枠組みへの協力、増業に関する外国との協議等を推進する。

- ・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大：69魚種（達成ランクA）
- ・漁業協定数の維持・増大：49協定（達成ランクA）
- ・条約におけるわが国の漁獲枠：くろまぐろ（ICCAT）3,402トン、みなみまぐろ（CCSBT）6,065トン（達成ランクA）

備考

非ODAを含む

より詳細な情報は農林水産省のHPの「国際的な水産資源の管理と利用」に関する評価シートを参照
http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/hyoka/14/jisseki_sheet/14kekka0502.pdf

2.2.8 経済産業省

(1) 開発調査協力(事前評価)

評価者：経済産業省

施策の概要/目的

開発途上国の政策立案・開発計画策定のための支援を行うとともに、わが国が開発途上国の開発に関する政策の企画・立案を行う上で必要な調査・分析を行い、当該国の経済発展のために効果的な技術協力施策を講じていくための基礎とする。

評価概要

開発途上国が健全な経済発展を実現していくには、産業政策・制度の立案・構築、開発計画の策定を効率的かつ効果的に進めていくことが不可欠であるが、途上国においてはこのような計画を策定する知見や経験が乏しいため、わが国がこれまでに培った経験を活かしながら政策提言や技術的提言を通じて開発途上国への支援を行うことは、当該国の経済発展にわが国が貢献する手段として有効である。

また、このような支援は、わが国の国際貢献として政策的に推進していくという観点から国の施策として位置付けられることが必要であり、また、政策立案や制度構築に係る知見が行政機関に蓄積されていることから、行政が主体となって実施する必要がある。

(2) 人材育成協力(事前評価)

評価者：経済産業省

施策の概要/目的

開発途上国の産業基盤の強化、貿易投資の自由化・経済統合に向けた取り組みに係る人材育成を支援し、開発途上国の経済発展基盤の整備を支援する。

評価概要

経済構造改革、貿易投資の自由化等の各種政策・制度に係る人材や産業部門の人材を育成することは、途上国の産業基盤の整備、ひいてはわが国の貿易投資環境の整備につながるため公益性は高く、また、本施策は途上国の自助努力のみにより達成することが困難なものについてわが国政府が支援するという政府開発援助の位置付けであることから、行政の関与が必要である。

(3) 開発途上国との共同研究を通じたわが国の技術協力(事前評価)

評価者：経済産業省

施策の概要/目的

開発途上国に固有な技術開発課題を解消するとともに、わが国研究機関との共同研究を通じて開発途上国の研究開発能力の向上を図る。

評価概要

開発途上国が自国の技術開発問題を解決し、自立的発展をするために必要な研究開発能力は国際水準に比

べて依然として低水準であり、研究開発能力の向上は、さらなる独自の研究開発を通じて新たな開発成果につながるものであり、開発途上国の自立的・中長期的発展にとって重要な課題である。

一方で、このような支援を民間企業が行うには採算性等の観点から多大な困難が伴うものであること、日本の国際貢献の観点から政策的に推進していく必要があること等から、行政の関与が必要である。

(4) 資金協力案件形成施策 (事後評価)

評価者：経済産業省

施策の概要 / 目的

開発途上国における持続的な経済成長等に資する資金協力プロジェクトの発掘・形成推進等を図る。

評価概要

1998年度から2001年度に実施した146件のフィージビリティ・スタディー (F/S) の内、36件 (24.7%) が円借款要請等の案件具体化に繋がった。

今後、毎年度評価・フォローアップ調査を実施するとともに、案件採択基準・報告書作成基準等を適宜見直していくことにより、引き続き施策の改善に努めていく。

(5) 海外協力センター事業 (事後評価)

評価者：経済産業省

事業の概要 / 目的

本事業は、(社)日・タイ経済協力協会 (JT E C S) に対する国庫補助金として実施し、タイ国法人泰日経済技術振興協会 (T P A) を支援することにより、広くタイの産業人材の育成を目的とし、セミナー・研修事業、語学講座、技術書の出版、工業計測機器校正サービス等を実施している。

評価概要

本事業は、JT E C S への補助を通じて間接的に T P A の事業活動の一部を支援するという形態をとることにより、コスト面での節約を可能とするばかりではなく、よりタイ側の自主性を促すような事業形成を可能にしている。

過去30年間の事業継続によって、国庫補助対象事業の利用者が約30万人弱にも及ぶタイ人の人材育成に貢献しており、一定の成果が得られた。また、国庫補助事業の実施を通じて機能強化された結果、T P A は多くの分野においてタイの政府・企業からの委託等を受けて独自の事業展開を行うことも可能となり、タイの産業人材の育成に貢献している。

備考

より詳細な情報は経済産業省のホームページ (<http://www.meti.go.jp/>) を参照。

2.2.9 国土交通省

インフラ・プロジェクトの効果分析調査 (事後評価)

評価者：国土交通省

施策・政策・事業の概要

開発途上国においては、各国の開発計画、戦略、政策等に基づき、個別案件を具体化させるという案件形成段階のノウハウ、知見が十分でない場合が多く見られる。このような状況に対して、国土交通省の有するノウハウ、知見を活用した案件形成の支援を開発途上国政府に対して行い、効率的かつ効果的なインフラ整備に寄

とする「プロジェクト形成推進事業」を実施している。

本調査では、プロジェクト形成推進事業により建設計画事前調査を行ったカンボジアにおける道路分野のインフラ・プロジェクトの整備効果の分析を行った。

評価概要

カンボジアの道路分野のインフラ・プロジェクトについて、道路整備前後の相対的な比較において、地域の経済面への波及効果、貧困削減など地域住民の生活面に関する効果等を把握するため、地域住民、沿道自治体、交通関連業従事者等を対象にヒアリング調査を実施した。

ヒアリング結果から、道路整備により域内物流の改善、地域住民の収入増加、雇用機会の拡大、教育、保健、医療環境の改善などの効果が確認できた。

備考

本件は、「政策評価法」にもとづく政策評価ではないが、参考情報として掲載したものを。

2.2.10 環境省

(1)地球温暖化対策に係る国際的連携の確保(事後評価)

評価者：環境省

事業の概要/目的

米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、最大限の努力を傾ける。

評価概要

1991年から毎年地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを実施し、途上国の人材育成等に着実に効果を上げている。

地球規模の温暖化防止のためには途上国の参加が不可欠である。今後も途上国が受け入れ可能な目標設定のあり方の検討や、途上国の人材育成及び技術支援の強化を実施することが必要である。

備考

非ODAを含む

(2)オゾン層保護対策に係る国際協力の推進(事後評価)

評価者：環境省

事業の概要/目的

オゾン層の状況等の監視を行うとともに、オゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。

評価概要

途上国での規制の開始に伴い、モントリオール議定書多数国間基金(MLF)のプロジェクトの作成・実施による、途上国の脱フロンに向けた取組への支援に積極的に関与するとともに、MLFプロジェクトに承認されにくい人材育成のノウハウの提供、制度の整備などのソフト面でのプロジェクトを実施し、わが国における国際協力体制の強化を図る必要がある。

備考

非ODAを含む

(3) 酸性雨対策の推進（事後評価）

評価者：環境省

事業の概要 / 目的

越境大気汚染問題である酸性雨対策を国際的に協調して進めるため、東アジア地域を対象とした「東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）」を推進する。

評価概要

UNEPへのEANET事務局機能の円滑な移転が行われ、実施体制の基盤強化が進んだが、今後は特に、財政的基盤の確立が必要である。

EANET参加国のモニタリング技術や能力の一定の向上が図られたが、特に途上国においては、さらなる改善が必要である。

備考

非ODAを含む

(4) 生物多様性の確保に係る国際協力の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策・施策・事業の概要 / 目的

自然環境の保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

評価概要

サンゴ礁の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際資源保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）等への拠出によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に貢献している。

アジア地域における自然環境データの整備等について積極的な支援を進める必要がある。

備考

非ODAを含む

(5) 砂漠化対策の推進（事後評価）

評価者：環境省

政策・施策・事業の概要 / 目的

砂漠化への対処に関し、国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向け貢献する。

評価概要

砂漠化対処条約にもとづくプロジェクトへの支援、同条約科学技術委員会への貢献等により、一定の成果を挙げた。今後は、砂漠化問題の解決に向けた総合的なアプローチが必要。

備考

非ODAを含む

(6) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力(事後評価)

評価者：環境省

政策・施策・事業の概要/目的

国際社会での持続可能な開発のための取組にイニシアティブを発揮することを目指し、開発途上国における持続可能な開発のための取組に対する支援を行うなど、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化する。

評価概要

開発途上国における環境保全は喫緊の課題であり、技術面・資金面等に関し、わが国等先進国への協力要請は強いものがある。当省に対しても、途上国の環境行政能力の向上に係る協力・支援についての要望が増加している。

これらに対応するため、様々な環境協力事業を実施しているが、これまで実施してきた経験からの情報やノウハウ等を蓄積し、次の協力を活かす体制が整っていない。また、それぞれの協力団体等が個別に活動しており、一元的な支援システムが構築されていないなど、途上国のニーズに答え切れていない。

備考

非ODAを含む

より詳細な情報は環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h14/index.html>) を参照。

ここでの政策評価は、原則として政策評価法にもとづく政策評価。環境省が行った事務事業を基本単位として政策評価を実施しており、当該評価は、ODA事業の評価を含んでいるが、ODA事業だけを対象としたものとはなっていない。このため、上記は、政策評価結果からODA予算による事務事業に係る部分を中心に抽出し、掲載している。